・博士（専門分野：コンクリート構造に関する研究）
・国土交通省登録技術者資格※１（施設分野：道路―業務：計画・調査・設計）
・ＲＣＣＭ※２（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く。）
・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く。）

２）ターミナル施設建築設計（建築工事）
・一級建築士

３）横断歩道橋詳細設計（鋼橋上部工事）
・技術士（総合技術監理部門―建設又は建設部門）
・博士（専門分野：橋梁または鋼構造に関する研究）
・国土交通省登録技術者資格※１（施設分野：道路―業務：計画・調査・設計）
・ＲＣＣＭ※２（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く。）
・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く。）

※１　「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（ＵＲＬ：https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html）

※２　ＲＣＣＭ資格試験に合格しており転職等により、登録できない立場にいる技術者を含む。

なお、①～③の技術者に関し、外国資格を有する技術者（我が国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。

また、申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも申請書等を提出することができるが、この場合、申請書等の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を本建設工事に専任で配置できること。また、異工種建設工事共同企業体にあっては、技術者を各工事に専任で配置できること。ただし、専任期間は、それぞれの技術者が担当する工事の施工期間とする。（各配置予定技術者の兼任の有無については説明書の別紙１のとおりとする）

１）一般土木工事

①⑺　監理技術者を配置する場合は、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。
・１級土木施工管理技士の資格を有する者
・１級建設機械施工管理技士の資格を有する者
・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。（旧選択科目の「農業土木」でも可））、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業農村工学」（旧選択科目の「農業―農業土木」でも可）又は「森林―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者
・以降に記載する⑴に示す要件に該当する者のうち、発注者から建設工事（本工事同様の工事種別のみ考慮する）を直接請負、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し二年以上指導監督的な実務の経験を有する者（指定建設業７業種以外の22業種の場合）
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（建設業法第15条第２号ハ該当「建設省告示第128号（平成元年１月30日）最終改正：平成12年12月12日建設省告示第2345号」を参照）
・１級土木施工管理技士又は１級建設機械施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から６ヵ月以内に限る。）

⑴　主任技術者を配置する場合は、⑺に示す要件に該当する者、もしくは、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。
・登録基幹技能者講習を修了した者（「国土交通省告示第435号（平成30年３月15日）」を参照）
・建設業に係る建設工事（一般土木工事）に関し10年以上実務の経験を有する者
・登録橋梁基幹技能者講習を修了した者（「国土交通省告示第435号（平成30年３月15日）」を参照）

２）建築工事

①⑺　監理技術者を配置する場合は、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。
・１級建築施工管理技士の資格を有する者
・１級建築士の資格を有する者
・以降に記載する⑴に示す要件に該当する者のうち、発注者から建設工事（本工事同様の工事種別のみ考慮する）を直接請負、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し二年以上指導監督的な実務の経験を有する者（指定建設業７業種以外の22業種の場合）
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（建設業法第15条第２号ハ該当「建設省告示第128号（平成元年１月30日）最終改正：平成12年12月12日建設省告示第2345号」を参照）
・１級建築施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から６ヵ月以内に限る。）

⑴　主任技術者を配置する場合は、⑺に示す要件に該当する者、もしくは、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。
・２級建築施工管理技士（種別―建築）の資格を有する者
・登録橋梁基幹技能者講習を修了した者（「国土交通省告示第435号（平成30年３月15日）」を参照）
・建設業に係る建設工事（建築工事）について、都市工学、建築学に関する学科を卒業後、以下の実務経験を有する者であること。
　ａ．高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）、専修学校専門課程　５年以上
　ｂ．高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）、専門士　３年以上
　ｃ．大学（旧大学令による大学を含む）、高度専門士　３年以上
・建設業に係る建設工事（建築工事）に関し10年以上実務の経験を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（「建設業法施行規則第７条の三」及び「国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）最終改正：平成28年５月17日国土交通省告示第746号」を参照）
・２級建築施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から６ヵ月以内に限る。）